

加古川市 総合福祉会館

総合福祉会館は、社会福祉の理念に基づき、高齢者、障がい者、児童すべての地域住民が、お互いの存在を尊び、安心した生活を送るために協働しあい、福祉のまちづくりを推進するための施設です

館内には、大ホール・会議室・プレイルーム・和室・フリースペースなどがあります。

加古川市社会福祉協議会が指定管理者として、加古川市総合福祉会館の管理運営を行っています。

開館時間

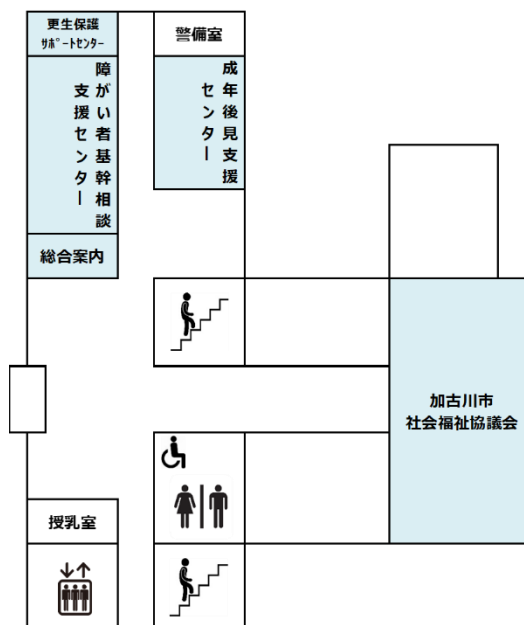
火曜日～土曜日 9時～21時
日曜日 9時～17時

休館日

毎週月曜日・祝日・12月29日～翌年1月5日

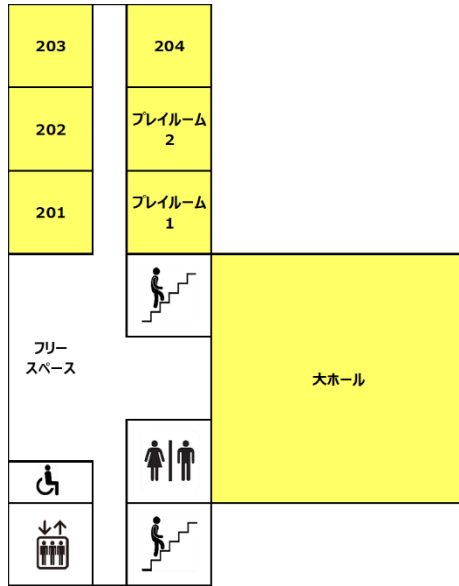
館内図

1階



※ 申込みは総合案内にお越しく下さい。

2階



3階



貸室について



大ホール



201号室



202号室



203号室



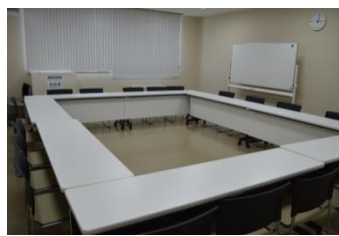
201~203号室



204号室



301号室



302号室



プレイルーム1



プレイルーム2



プレイルーム1・2



和室

《料金表》

令和2年4月1日利用分から、利用料金が改定となりました。

区分	午前			午後			夜間			定員 (人)	備考	
	9時～12時			13時～17時			18時～21時					
大ホール		11,100円			14,800円			11,100円			300	
会議室	201号室	1,200円			1,600円			1,200円			24	可動式の 間仕切りあり
	202号室	1,200円			1,600円			1,200円			24	
	203号室	1,200円			1,600円			1,200円			24	
	204号室	1,500円			2,000円			1,500円			24	
	301号室	2,400円			3,200円			2,400円			25	
	302号室	1,500円			2,000円			1,500円			24	
プレイ ルーム	1	1,200円			1,600円			1,200円			25	可動式の 間仕切りあり
	2	1,200円			1,600円			1,200円			25	
和室		2,400円			3,200円			2,400円			50	36畳

※ 利用料金は利用区分ごとの額です。複数区分での利用の場合はそれぞれの利用料金を合算します。

※ 冷暖房使用による加算はありません。

※ 入場料等の徴収、商品の展示・宣伝・販売に利用するときは、利用料金が2倍になります。

※ 市内の福祉関係団体等は利用料金が減免になる場合があります。

《附属備品》

部屋	附属備品
大ホール	演台・司会台・仮設ステージ・一文字取付枠・ピアノ・電子ピアノ 可動式スクリーン・有線マイク(2)・ワイヤレスマイク(3) ピンマイク・マイクスタンド・ホワイトボード・幕板あり機(18) 幕板なし機(54)・いす(300)
201号室	机(8)・いす(24)・ホワイトボード・放送設備
202・203・204・ 302号室	机(8)・いす(24)・ホワイトボード
301号室	円卓・いす(25)・ホワイトボード・放送設備
和室	座卓(16)・座布団(42)・座いす(30)・ホワイトボード・ スクリーン・姿見(2)・掃除機
プレイルーム1	座卓(3)・幼児用座卓(3)・マット(18)・掃除機
プレイルーム2	座卓(3)・幼児用座卓(3)・マット(28)・電子ピアノ・掃除機
その他	プロジェクタ・DVDプレイヤー・スタンドスクリーン 補聴援助システム・立看板

《利用時間区分》

午前	9時～12時
午後	13時～17時
夜間	18時～21時
午前・午後	9時～17時
午後・夜間	13時～21時
午前・午後・夜間	9時～21時

※ 利用時間には準備と片付けの時間を含んでいます。

申し込み方法

- ・ 利用日の 3 か月前の同日から、電話、窓口にて先着順で受け付けます。(利用許可申請書が提出されるまでは仮予約です。) なお、市内の福祉関係団体等は、利用希望日の 6 か月前より受け付けます。
- ・ 仮予約後 1 週間以内に、福祉会館受付窓口で利用許可申請書の提出と利用料金の支払いをお願いします。1 週間を過ぎても本申請がない場合は、仮予約を取り消します。
- ・ 附属備品(放送設備一式・プロジェクター・ホワイトボード等)を使用する場合は、附属備品使用申請書の提出が必要です。
- ・ 部屋利用の取り消しは必ず連絡し、利用許可取消願を提出してください。

受付時間

月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時

※ 祝日・12 月 29 日～翌年 1 月 5 日を除く。

※ 開館時間内でも上記の時間以外では、利用料金の納付ができません。

注意事項

1 本館設備の利用に関して、次の事項に該当する場合は利用を許可しません。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害すると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備を破損又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 会館の管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) その他会館を利用させることを不適當と認めるとき。

2 利用者は、次の事項を守ってください。

- (1) 収容人員は、利用部分の定員を超えないこと。
- (2) 許可を受けずに、物品の販売等をしないこと。
- (3) 火気等の持ち込み、及び使用はしないこと。
- (4) 許可を受けずに、会館内に張り紙、くぎ打等をしないこと。
- (5) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
- (6) 許可を受けずに附属設備(机・イス・ホワイトボード等)を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 利用する前に、その旨職員に報告をすること。
- (8) 利用が終わったときは、直ちに清掃のうえ現状に復し、その旨職員に報告し、点検を受けること。
- (9) 入館者に次の事項を守らせること。
 - ア 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
 - イ 会館内を不潔にしないこと。
 - ウ 騒音、放歌、暴力行為等他人に迷惑をかけること。
 - エ 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - オ その他会館の管理者の指示に従うこと。

3 次のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことがあります。

- (1) 条例又は関係例規に違反したとき。
- (2) 利用の目的又は許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請により利用許可を受けていたとき。
- (4) 利用の権利を譲渡し又は転貸したとき。
- (5) その他会館の管理上支障があるとき。

4 利用中において建物又は設備を破損又は滅失したときは、直ちに届け出てください。

5 利用の取消しについて

- (1) 利用を取り消す場合は、直ちにその旨を届け出ること。
- (2) 既納の利用料金は還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは利用料金の全部又は一部を還付する。

〒675-8577

兵庫県加古川市加古川町寺家町 177 - 12

指定管理者：社会福祉法人 **加古川市社会福祉協議会**

TEL (079) 424 - 4319 (代)

FAX (079) 425 - 4711 (代)

URL <http://www.kakogawa-shakyo.jp/>

E-mail kakogawa-shakyo@kakogawa-shakyo.jp